

意外と知られていない！？

住宅用火災警報器の正しい設置場所！

火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものです。特に就寝中は火災に気付くのが遅れてしまいます。そこで、岐阜市では住宅用火災警報器の設置を条例で定めています。

設置が義務付けられている場所は主に…

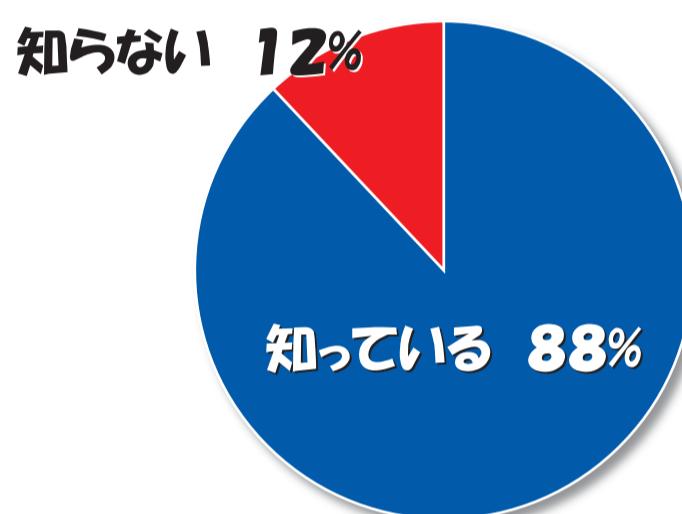
① 寝室 ② 階段 です

(寝室が2階以上にあるとき)

<郵送アンケートによる設置状況調査結果>

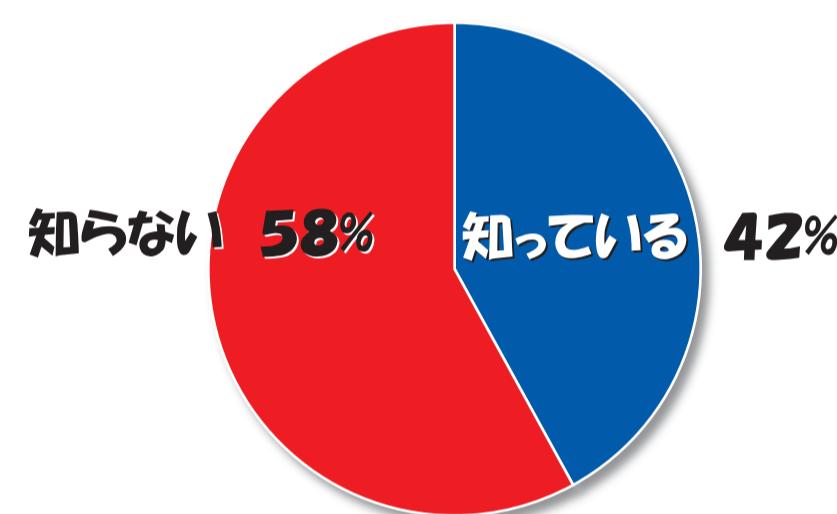
Q1 自宅に住宅用火災警報器を設置することが義務であることを知っていますか？

設置義務化の認知度



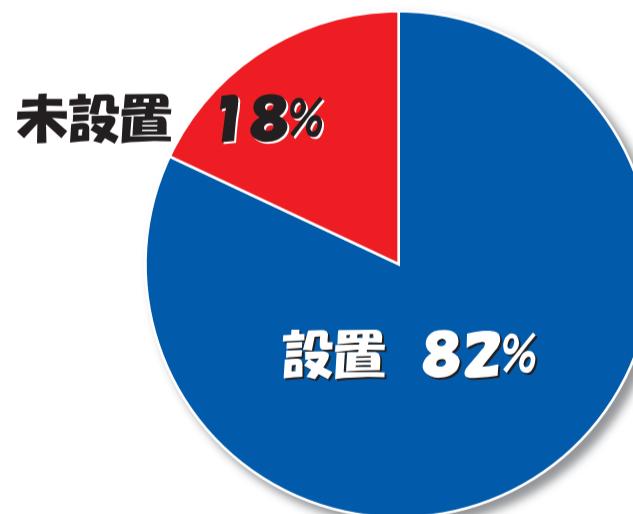
Q2 義務設置部分は、寝室、階段であることを知っていますか？

設置義務場所の認知度

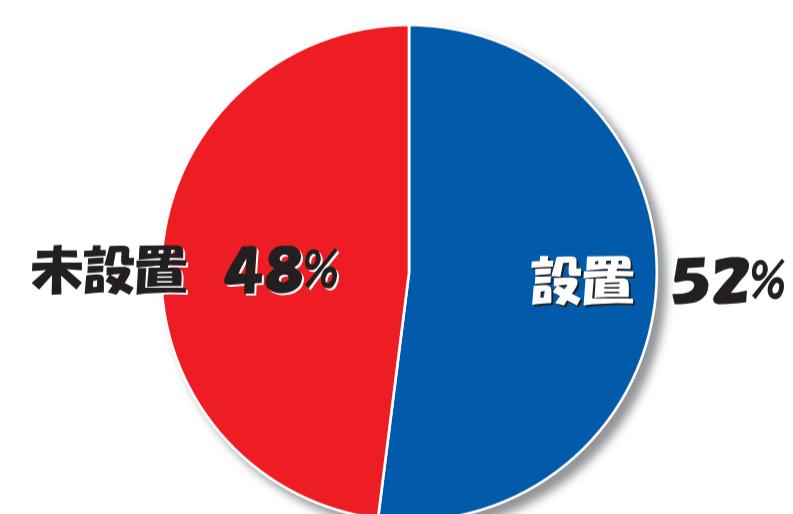


Q3 自宅に住宅用火災警報器を設置していますか？

義務部分に限らず自宅に設置



義務部分すべてに設置



- ・調査の結果、住宅用火災警報器の設置が義務であること知っている人は約9割いましたが、義務場所を知っている人は約4割しかいませんでした。
- ・約8割の住宅には住宅用火災警報器が設置されています。しかし、義務部分すべてに住宅用火災警報器を設置している住宅は約5割しかありません。

※平成26年度 岐阜市消防本部管内郵送による設置状況調査データより

大切な命を守るために

住宅用火災警報器は義務部分へ設置しましょう！

